

## 淀川区社会福祉協議会 エレベーター改修工事に係る仕様書

### 1 業務仕様

- (1) 別紙「特記仕様書」及び「図面」に記載する内容で改修を行うこと。
- (2) エレベーター改修により必要となる建築確認申請業務等をすべて行うこと。

### 2 業務期間

#### (1) 期 間

契約日から令和6年6月末日まで

※エレベーターの停止期間は1か月以内とする。(工事スケジュールは落札業者と調整)

#### (2) 作業可能日及び時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後7時まで

土曜日～日曜日 午前9時～午後5時まで

※いずれも作業可能時間までに作業を終了し撤収すること。

※上記時間外に作業を行う場合は本会と別途協議のうえ必ず事前承認を得ること。

但し、早朝や夜間時に作業する場合は近隣への騒音対策は十分講じること。また、近隣からのクレーム等があった場合は、落札者が対応すること。

### 3 費用負担

- (1) 原則として当業務にかかる一切の費用は落札者が負担すること。
- (2) 上記(1)のうち、使用する電気・水道については本会が負担する。
- (3) 業務中に落札者の責に帰する事由で、本会または第三者に損害を与えた場合は、落札者の負担でその損害を賠償しなければならない。

### 4 その他

- (1) 作業によって生じた廃棄物等については、適切な方法で処理すること。
- (2) 業務内容が法令等に定めるところによる有資格者でなければこれを実施できないものについては、当該業務に必要な資格を有する者を選定し、これを業務にあたらせるものとする。
- (3) 作業について、安全対策を十分講じること。
- (4) 作業に必要な資材の保管場所については協議のうえ、本会内に設置可能とする。
- (5) 業務完了後、下記内容を記載した完成図書を提出すること。

ア 工程表

- イ 工事記録
- ウ 改修後のエレベーター仕様表
- エ 改修後のエレベーター図面
- オ 施工写真
- カ 検査報告書

- (6) エレベーター更新内容について、更新機器の駆動方式は「ロープ式」とし、本仕様書に記載されていない事項や詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（機械設備工事編、電気設備工事編）及び「公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編、電気設備工事編）の最新版による。
- (7) 地震発生後のエレベーター早期復旧のため、自動診断仮復旧機能を設けること。
- (8) 本業務を第三者に再委託をする場合、すべての責は落札者が負うこと。
- (9) エレベーター更新に伴う建築確認申請等すべては落札者により行うこと。
- (10) エレベーター改修に係る経費（作業費・廃棄手数料等）を見積書に含むこと。

○ 既存エレベーター諸元

- 用 途：乗車兼車いす用
- 型 式：日立エレベーター製 機械室あり
- 駆 動 方 式：ロープ式
- 電動機容量：8.5 kW
- 積 載 量：1 4 5 0 kg（定員2 2名）
- 速 度：4 5 m/min
- 停 止 箇 所：3箇所（1～3階）
- 台 数：1台
- 設置年月日：平成7年8月24日

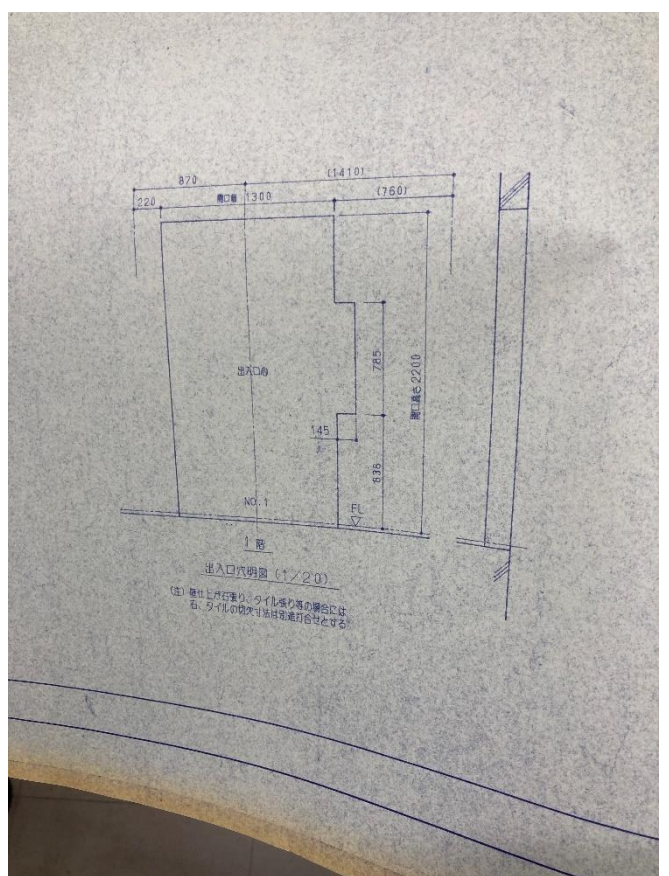
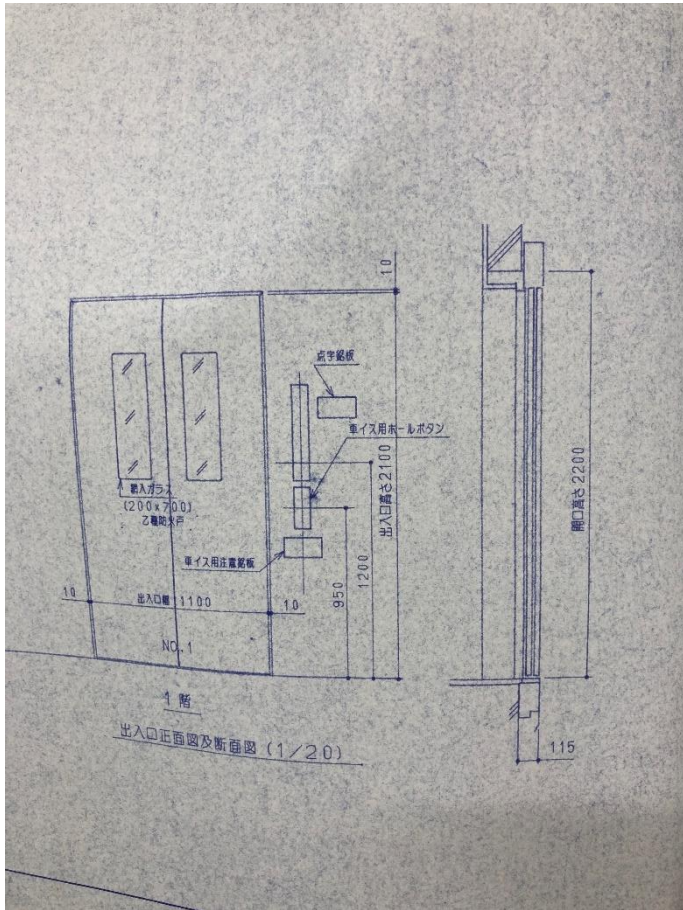
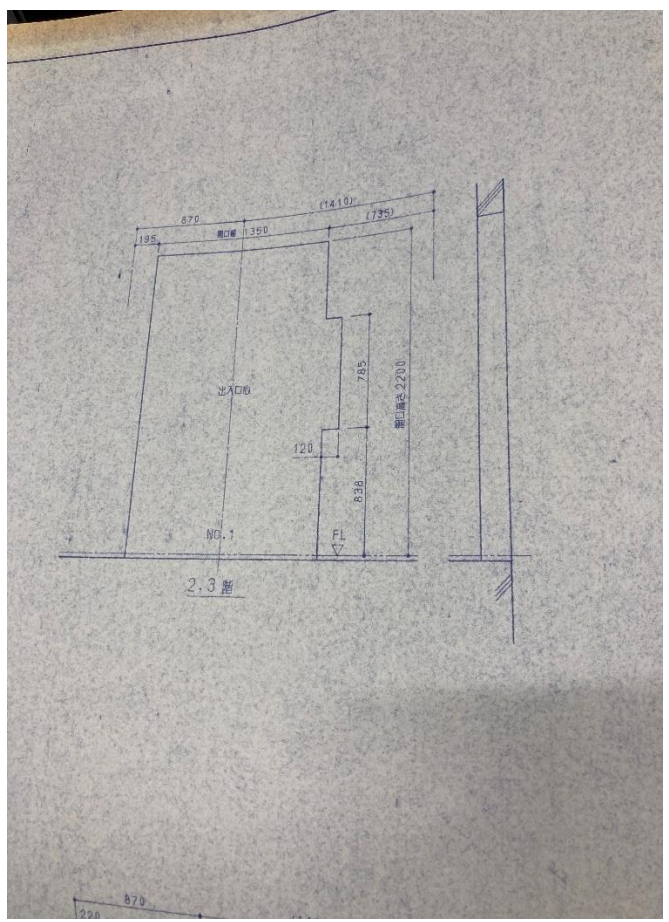
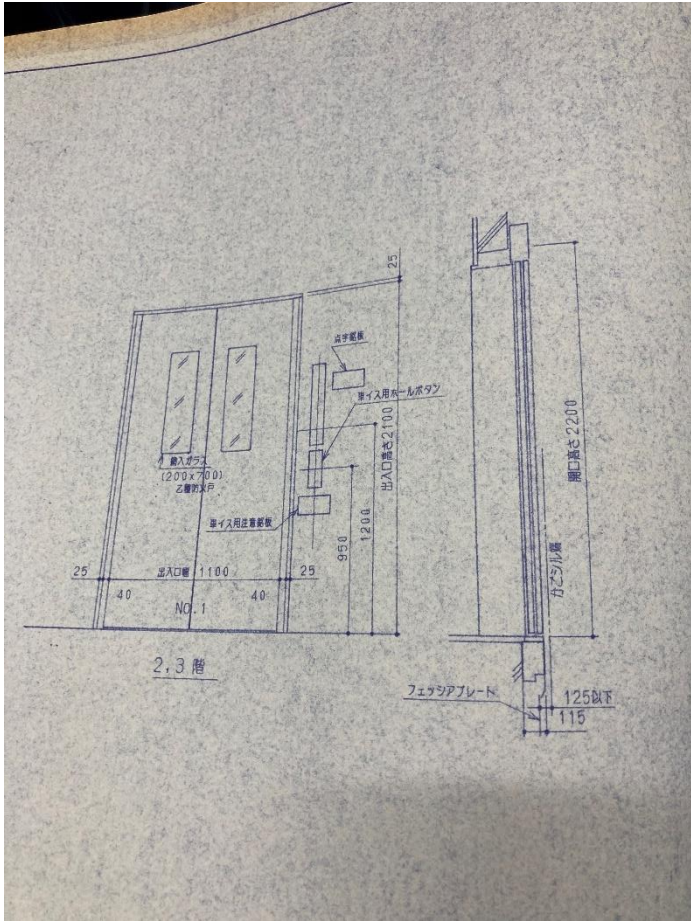
○ 交換機器類

- 1 制御盤、ロープ、ロングエプロン、リミットスイッチ
- 2 巻上機
- 3 かご内液晶インジケーター、操作盤（開延長ボタンあり）
- 4 かご内運転盤部側板、天枠、前柱（ステンレス製）
- 5 天井照明 LED 化
- 6 乗場押しボタンカバー（デジタル式）
- 7 停電時自動着床装置
- 8 火災管制運転

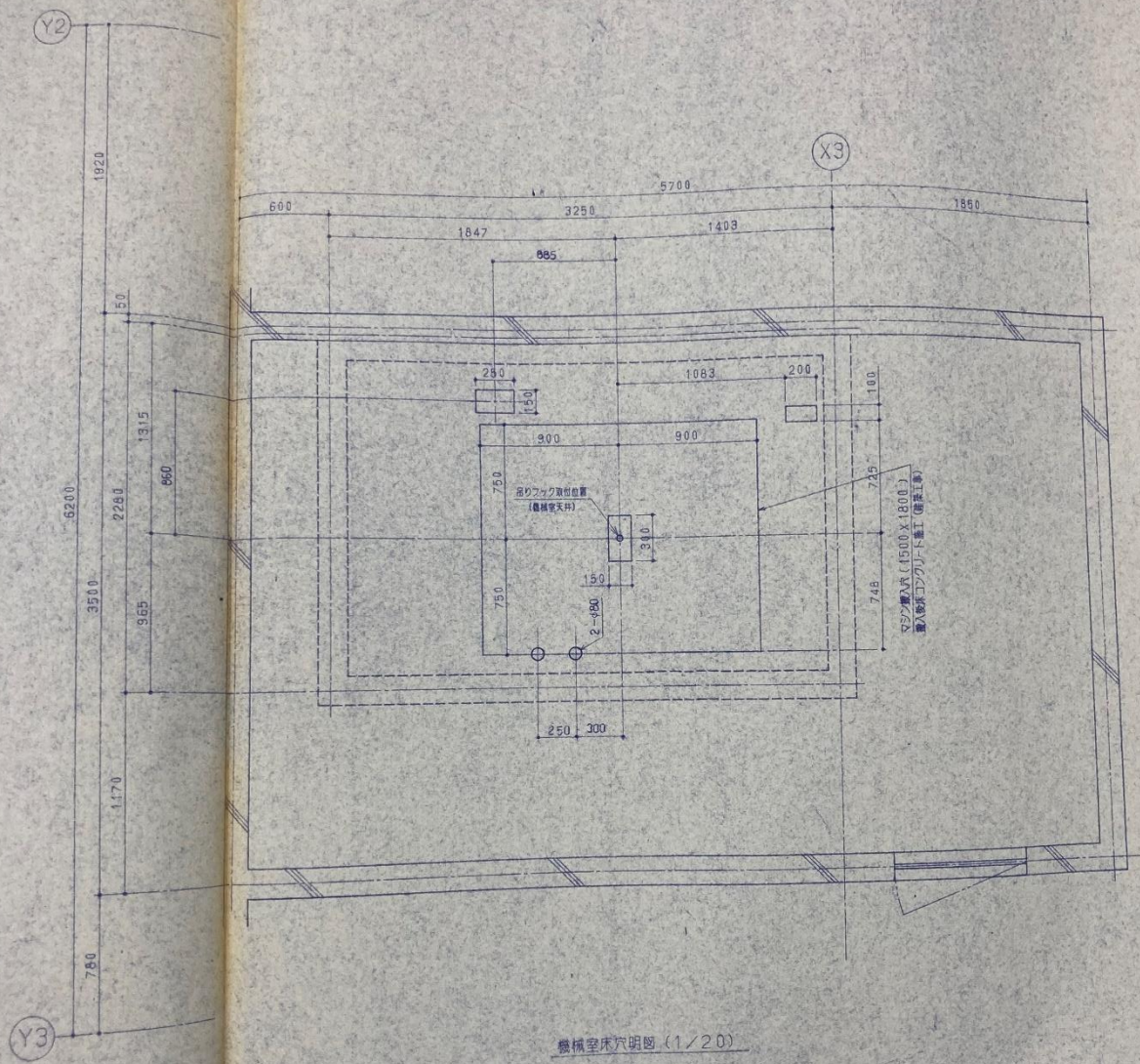
- 9 リミットスイッチ
- 10 車いす用正副操作盤
- 11 鏡、手すり（ステンレス製・3本）、かご内荷摺板
- 12 車いす用操作盤部側板
- 13 車いす用乗場押し釦カバー
- 14 視覚障がい者仕様
- 15 点字銘板アルミ製
- 16 かご側板フィルム貼（側板、扉、天井）
- 17 かご床シート貼

○新設機器類

- 1 マルチビームドアセンサー、セフティシュー組品
- 2 初期微動付地震管制運転
- 3 98耐震構造強化
- 4 エレベーター用アナログカメラ
- 5 エレベーター用カメラ電源
- 6 AVR ボックス
- 7 エレベーターホール液晶モニター

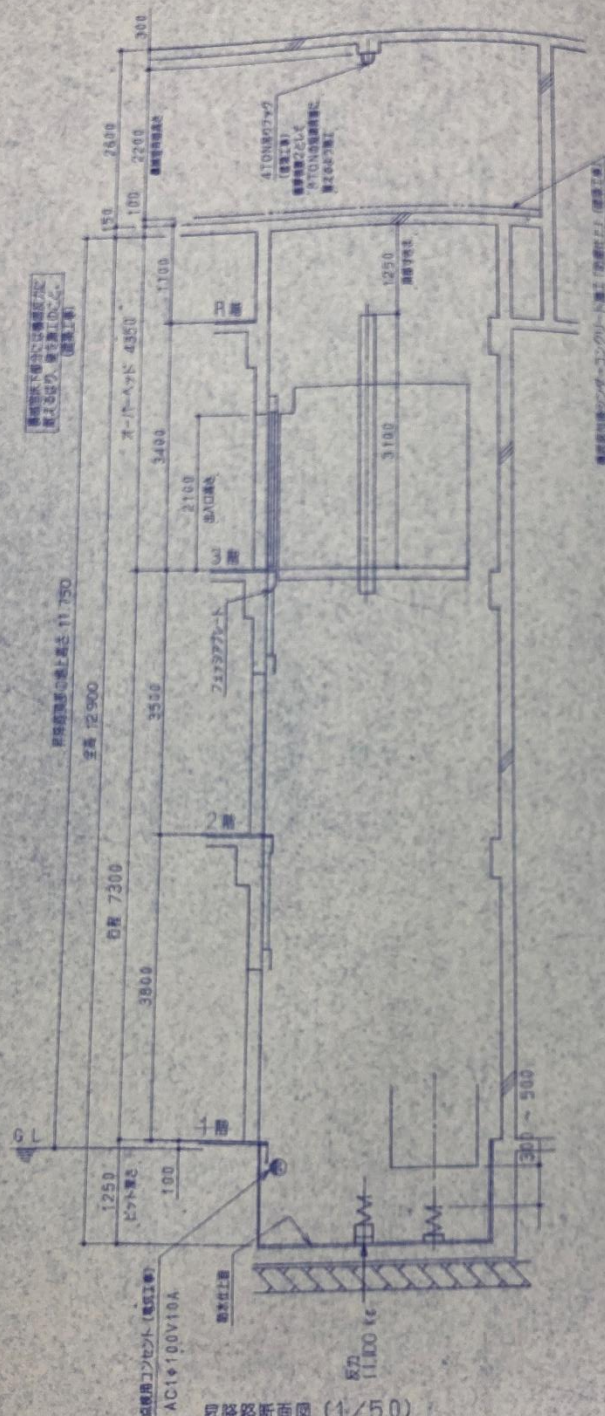






機軸室床穴明図 (1/20)





平面図 (1/50)